

砂 川 市 規 則 第 1 6 号

令和 7 年 4 月 1 日

砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和２年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第１（第３条関係、第８条関係）職種別基準表行政職の項中「事務補助員」の次に「、子ども家庭支援員」を、「学童保育補助指導員」の次に「、放課後子ども教室補助指導員、学校運営協議会地域コーディネーター」を、「母子・父子自立支援員」の次に「、子ども家庭支援員」を加える。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。